

災害時における被災者への住宅相談等に関する協定

大田区を甲とし、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城南支部を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、住宅に困窮する大田区内及び甲が支援する被災地の被災者に対する甲の支援活動への乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における被災者への住宅相談等の支援を実施する上で、乙の協力を得る必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた場合は、甲の実施する支援活動に可能な限り協力するものとする。

(協力内容)

第4条 乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 宅地建物に関する相談、情報提供及び物件仲介
- (2) 住宅に係る公的な支援制度に関する相談及び情報提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲からの要請に基づく支援活動についての必要な協力

2 甲は、前項各号に定める事務を行う場所を指定することができる。

(協議)

第5条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから改定又は終了の申入れのないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

3 この協定の有効期間中であっても、甲と乙は協議してこの協定を改定することができる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

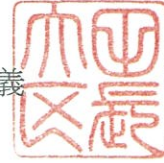
令和4年 5月 8日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

大田区長

松原 忠義



乙 東京都大田区西蒲田七丁目29番5号 ニューカマタビル601

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 城南支部

支部長

松本 太加男

